

新市建設計画作成小委員会 事業報告

1、新市建設計画作成小委員会の設置

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)第5条により、合併市町村の建設に関する基本的な計画作成が、合併協議会に義務づけられています。

そのため、関市・武儀郡町村合併協議会規約第13条第1項により、合併協議会における事務の一部について審議を行う小委員会が規定され、関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会が設置されました。また、関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程により、委員数や会議等の詳細が以下のとおり定められました。

小委員会の名称：関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会

委員：30名(各市町村5名) 各学識経験者3名、助役相当職1名、職員1名

所掌事務：新市建設計画作成に関する調査研究

会議：委員の1/2以上の出席で開催、非公開など

報告：委員長による合併協議会への審議結果の報告

2、新市建設計画

計画に盛り込むべき内容は、合併特例法により規定されています。それらの事項について、関市・武儀郡町村合併協議会の新市建設計画には以下のとおり盛り込みました。

合併特例法	関市・武儀郡町村 新市建設計画
合併特例法第5条1項1号 合併市町村の建設の基本方針	P23～29 新しいまちづくりの基本方針
合併特例法第5条1項2号 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項(合併市町村の建設事業及び合併市町村を包括する県事業)	P30～75 新市の施策 新市における岐阜県事業の推進
合併特例法第5条1項3号 公共的施設の統合整備に関する事項	P76 公共的施設の統合整備
合併特例法第5条1項4号 合併市町村の財政計画	P77～79 財政計画

関市・武儀郡町村合併協議会の新市建設計画

序論～ 財政計画 総頁数 79 ページ、資料編 総頁数 13 ページ

参考 県内の新市建設計画作成状況

山県市 構成： 序論～ 財政計画、総頁数：41 ページ

瑞穂市 構成：1章 はじめに～8章 財政計画、総頁数：55 ページ

郡上市 構成：1章 はじめに～8章 財政計画、総頁数：50 ページ

下呂市 構成： 序論～ 財政計画、総頁数：44 ページ

高山市 構成：序論・本論、総頁数：56 ページ(現在作成中)

3、委員会の開催及び新市建設計画の作成に係る経過

期 間	経 過	内 容
平成 15 年 7 月	7 / 1 第 1 回 新市建設計画作成小委員会	委員会規程、新市建設計画の策定方針及び計画概要の確認
8 月	各市町村の建設事業の内容等聴取、現場確認、各市町村の事業担当課との協議・調整	関市・洞戸村・板取村・武儀町・上之保村の 5 市町村における要望事業数：約 360 事業
1 0 月	10 / 2 第 2 回 新市建設計画作成小委員会	新市建設計画（案） 序論 ～ 主要指標の見通し の協議
1 1 月	首長との新市のまちづくりに関する意見交換	関市長、洞戸村長、板取村長、武儀町長、上之保村長との意見交換
	11 / 12 第 3 回 新市建設計画作成小委員会	新市建設計画（案） 基本方針 ～ 財政計画 の協議
	11 / 26 第 4 回 新市建設計画作成小委員会	新市建設計画 中間報告書（案）の承認
1 2 月	12 / 25 第 6 回 関市・武儀郡 4 町村合併協議会	新市建設計画 中間報告書の承認
	新市建設計画中間報告書の作成及び配布	作成部数 200 部
平成 16 年 1 月	1 / 15 新市建設計画中間報告書（概要版）の作成及び配布	作成部数 4,000 部
	1 / 16～2 / 5 新市建設計画に係る住民説明会（全 10 会場）	関市 4 会場、洞戸村 1 会場、板取村 1 会場、武儀町 3 会場、上之保村 1 会場、（参加者総数 1,286 人）

期 間	経 過	内 容
2 月	2 / 8 武芸川町 市町村合併に関する住民投票	投票率 74.39% 有効投票数 3,974 票 うち関市への編入合併 2,470 票
	2 / 18 第 5 回 新市建設計画作成小委員会	住民説明会の報告 新市建設計画の修正（案）の承認
	2 / 25 武芸川町 関市・武儀郡 4 町村合併協議会への参加議決	
	2 / 26 第 8 回 関市・武儀郡 4 町村合併協議会	新市建設計画の修正承認
3 月	3 / 14 関市・武儀郡町村合併協議会設置の議会議決	
	3 / 17 関市・武儀郡町村合併協議会設置（告示）	武芸川町の正式参加
	3 / 18 武芸川町の建設事業の内容等聴取、現場確認	要望事業 約 5 0 事業
	3 / 25 武芸川町長と新市のまちづくりに関する意見交換	
	3 / 31 関市長と新市のまちづくりに関する意見交換	
4 月	4 / 5 第 6 回 新市建設計画作成小委員会	小委員会規程の改正、計画作成に係る今後の予定、武芸川町を含めた新市建設計画（案） 序論～ 財政計画の説明
	4 / 12 第 7 回 新市建設計画作成小委員会	武芸川町を含めた新市建設計画（案） 序論～ 財政計画の協議
	4 / 16 第 8 回 新市建設計画作成小委員会	武芸川町を含めた新市建設計画（案）の修正及び県事前協議の承認

期 間	経 過	内 容
5 月	5 / 7 第 9 回 新市建設計画作成小委員会	岐阜県事前協議における修正報告 岐阜県との正式協議の承認
	5 / 12 ~ 5 / 21 市町村合併住民説明会（全 8 会場） （新市建設計画及び住民生活に係る全般的な内容）	関市 3 会場、洞戸村 1 会場、板取村 1 会場、武芸川町 1 会場、武儀町 1 会場、上之保村 1 会場
	5 / 19 第 10 回 新市建設計画作成小委員会	岐阜県正式協議結果の報告 関市・武儀郡町村合併協議会への新市建設計画（案）の答申の承認

4、今後の予定

- 5 月 2 4 日 第 12 回 関市・武儀郡町村合併協議会における新市建設計画の承認
- 6 月 合併調印及び合併議決
総務大臣・岐阜県知事への新市建設計画の提出
- 7 月 新市建設計画報告書の印刷・関係機関への配布（1,500 部作成）
新市建設計画報告書（概要版）の印刷・各戸配布（31,000 部作成）

5、その他

< 新市建設計画の変更 >

時代の変遷により、財政事情の変化や実施事業の変更が考えられます。

そのため、地域審議会において、新市建設計画の変更について協議をすることになります。（合併特例法第 5 条 9 項）

今後、地域審議会にて審議を行い、岐阜県知事との協議及び議会の議決を経て、新市建設計画は修正及び変更を行うこととなります。